

13 環境省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案(関連提案に係る規制の特別措置の番号・名称)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1320010	地方公共団体が有する一般廃棄物処理施設から排出される焼却残渣に係る廃棄物としての取扱いについての規制の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項	「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射線物質及びこれによって汚染された物を除く。)(をいう。		一般廃棄物の処理責任者である地方公共団体の清掃工場から排出される焼却残渣(一般廃棄物に限る)を当該地方公共団体が盛土構造物を築造するための盛土材として自ら利用する場合は、当該焼却残渣の処理方法(中間処理を除く)を廃棄物処理法に基づき(占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができない)に不要になったものの処分方法ではなく、廃棄物処理法の上位である循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)の利用として取り扱うこととする。	提案理由: 焼却残渣の有効利用は、二酸化炭素の排出量の多い熔融固化処理やセメント原料化が主流になっており、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す日本の地方公共団体における一般廃棄物の処理方法としては時代の流れに合わない状況になっている。 代替措置: 利用する前の焼却残渣(廃棄物)は、当該地方公共団体の責任において排出場所である清掃工場内にて廃棄物処理法の中間処理の規定に基づいてその全量を盛土材としての性能を有する性状に加工するため、安定化処理剤等を混練し固体化・不溶化することとする。また、この加工した焼却残渣(循環資源)を当該地方公共団体が自ら利用する施設については、設置および維持管理に際して、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場の規定を遵守(準用)するものとする。	C	焼却残渣の有効利用は、二酸化炭素の排出量の多い熔融固化処理やセメント原料化が主流になっており、低炭素社会と循環型社会との統合を目指す日本の地方公共団体における一般廃棄物の処理方法としては時代の流れに合わない状況になっている。 代替措置: 利用する前の焼却残渣(廃棄物)は、当該地方公共団体の責任において排出場所である清掃工場内にて廃棄物処理法の中間処理の規定に基づいてその全量を盛土材としての性能を有する性状に加工するため、安定化処理剤等を混練し固体化・不溶化することとする。また、この加工した焼却残渣(循環資源)を当該地方公共団体が自ら利用する施設については、設置および維持管理に際して、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の最終処分場の規定を遵守(準用)するものとする。	右提案主体からの意見を踏まえ、提案者の求める措置である安定化処理剤等を混練した焼却残渣の加工物の地方公共団体の利用という視点にも留意しつつ再度検討し、回答された。	当該提案は産業廃棄物の処理や一般廃棄物の再生(加工)に関するものではなく①地方公共団体が自ら再生した一般廃棄物の焼却残渣の加工物に有害な成分を有するものではない(焼却残渣であっても)②当該地方公共団体が環境の保全上の支障を生じさせない方法で自ら利用する場合は④循環型社会基本法に基づく循環資源(廃棄物等のうち有用なもの)として利用できる⑤産業廃棄物処理法に基づく有害な成分に関する規制の緩和を求めています。なお、当該提案は地方公共団体の自治事務に関するものであり、廃棄物の再生及び循環資源の利用を行なう事業主体は民間ではなく公営であるので、その前提で再検討をお願いいたします。詳細は補足資料をご覧ください。			神奈川県	環境省		
1320020	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」)の運用見直しによる、新たなリサイクル手法の導入可能性	○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第5項、同条第6項 ○容器包装廃棄物の分別収集に関する省令 第1条、第2条の表中8の項第2号 ○容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基礎適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基礎適合物とし、その分別基礎適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することで再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化にかかるコストの低減を図る仕組みとなっている。 また、容器包装廃棄物の再商品化手法に係る燃料利用に関しては、容器包装リサイクル法の基本方針において、材料・ケミカル両リサイクル手法ではプラスチック製容器包装の全量が処理しきれない場合の緊急避難的・補完的手法の位置づけとしている。 これは、我が国の循環型社会の形成に関する施策の基本概念を定める「循環型社会形成推進基本法」の資源の循環的な利用及び処分に関する、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、熱回収(サーマルリカバリー)の順でこれを行うという基本原則に則るものである。	1. 容器包装リサイクル法第2条第6項における分別基礎適合物について環境省令第2条第8項の二に規定されている「圧縮されていること」を除く。 2. 「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基礎適合物の再商品化の促進等に関する基本方針(公布日:平成18年12月01日)」にて記述されている「固形燃料等の燃料として利用される製品の原材料の緊急避難的・補完的手法の位置づけを緩和し、通常の再商品化手法の位置づけとする。	現行の容器包装リサイクル法は、公布当時の技術や世界情勢を前提とした枠組みになっており、近年欧州各国で見られるハッカー車から降ろした時点でダイレクトに素材選別を行う高効率な選別特化施設が誕生しない枠組みになっている。この特区では同法に規定されている「分別基礎適合物の定義や再商品化手法の一部を寛限し、①選別特化施設が誕生し得る枠組みとする②ハッカー車から降ろした時点での組成調査によって容器包装の含有割合を特定し、その割合から特定事業者負担分と自治体負担分を算出することでより公平な費用負担による③高い環境負荷低減効果がありかつコスト低減性のある固形燃料等の手法を活用する。上記3点を達成することを目的とする。その結果、特にプラスチックのリサイクルにおいて発生している非合理的な部分を解消し、プラスチックをより高効率なリサイクルヘンダトさせCO2の更なる削減を達成することを目的とする。その非合理的な部分は、1.自治体の選別施設と再商品化施設との設置や選別が行われており効率でコストがかかる上、多リサイクル手法に向いた素材ごとの分離が進んでいないことにより製品価値が低下している、2.自治体が分別基礎適合物以外のものを分離しなければならず、その分別コスト負担を課して分別収集を実施しない自治体が多くなること、3.自治体が分離した分別基礎適合物以外のものを別の再商品化ルートに流すことができずに焼却に回ることがある。以上3点でありこれらの解消によって合理的なリサイクル手法の選択、合理的な分別収集の実施が進み、社会的総費用の低減およびCO2の更なる削減につながる。	C	III	1 分別基礎適合物の基準の緩和(「圧縮されていること」の除外)について 容器包装リサイクル法では、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たした(分別基礎適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」について「圧縮されていること」を求めているが、これは、特定事業者が義務として課される容器包装廃棄物の再商品化にかかるコストが社会通念上不合理に過大なものとならないようにするため、市町村が行う分別の段階において減容化を行い再商品化に係る運搬費を低減させたものを再商品化の対象として扱うこととしたものである。 つまり、現行の分別基礎適合物の基準を寛限する際には、現行の制度に比して、特定事業者の再商品化に係るコストが低減されるものであることが必要であると考えられるが、本提案内容は、現段階において再商品化に係るコストが低減されるものであるかの評価が不十分であり、コスト低減の十分な検証がなされないまま、直ちに制度改正を行うことは適切ではないと考える。 また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化については、同法の規定に基づき国の指定を受けた機関が、特定事業者からの委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化に係る業務の一部を行うこととなっており、自治体が分別する容器包装廃棄物を当該指定を受けた機関が一括して引き取り、一般競争入札により実際に再商品化を行う事業者に処理を委託することで、容器包装廃棄物の効率的な再商品化を行うこととしている。 仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することとなり、当該地域では、応じ得る事業者が技術的に限定されししまう可能性が高くなるため、入札による競争原理が働かず、再商品化に係る費用が結果的に上昇し、競争率低下に陥るおそれがある。従って、コスト低減の十分な検証がなされないまま、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 したがって、本提案に当たっては、以上の点を解消し、特定事業者の理解を得ることができる具体的なかつ合理的な検証がなされる必要がある。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 すでに環境省で小規模な実証・検証が行われているが、更に具体性を持たせるためには特区による実証が必要。特区では従来異なる競争入札を実施しかつ現状の平均単価を下回る価格が条件の契約を結ぶば費用が上昇することはあり得ず、指摘されている内容は運用で解決可能。なお、本提案の前提は提案理由にも記述のように、リユースとその他のプラを混合回収しその組成比率で事業者、自治体で費用負担するものだが、これは名古屋市の特区要望にに対し回答だったと承知しており、その他部分の再商品化が可能であれば事業者は容器包装部分についてリユース上の再商品化義務を負っていることと理解されるところ、D回答に変更はないか確認したい。	1 0 1 0 1 0 0	株式会社エコデリック、明円工業株式会社	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省		
1320030	産業物系のバイオマス資源の収集・運搬等の許可要件の緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、当該業を行うとする区域(運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。		一般廃棄物である剪定枝等の産業物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。	(提案内容) 一般廃棄物である剪定枝等の産業物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。	D	都道府県知事が関係市町村と十分に調整を図ることにより、既存の再生利用指定制度(再生利用されることが確定であると市町村が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であつて市町村の指定を受けたもの)について一般廃棄物収集運搬業の許可が不要となる制度を活用して広域的な収集運搬を行うことは可能である。なお、提案理由に「市町によって再生利用が確保できると認められる品目が統一されておらず、限定的であることとあるが、再生利用指定制度は、その制度設計等が広く市町村長の裁量に委ねられ、むしろ地域の実情に応じた柔軟な運用が可能となる」とあり、	右提案主体からの意見を踏まえ、提案者の求める措置である「食品リサイクル法に設けられているような産業廃棄物収集運搬業の許可の特例を設けること」を再度検討し、回答された。	産業物系バイオマスは広く薄く存在するため、各市町村単位での排出量は少なく、対応も異なる。同バイオマスの広域的再生利用について、国から統一指針や規制緩和等が示されない状況の中では、各市町村が対応を担うことは、実効性なく、各市町村の足並みを揃え、再生利用指定制度を活用するのは困難である。一方、食品廃棄物では食品リサイクル法による特例措置により、大臣認定を受けた計画の範囲内で市町村の収集運搬許可を不要とするスキームが国から示された。現在31もの計画が認定され、広域的な食品廃棄物の再生利用が各地で行われている。産業物系バイオマスの広域的再生利用を推進するうえで制度面での特例措置は不可欠である。	1 0 3 9 0 6 0	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320040	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第48条第2号 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに次に掲げる事項について行う事とされている。 ① 狩猟について必要な適性 ② 狩猟について必要な技能 ③ 狩猟について必要な知識		狩猟者の確保を図るため、銃猟の免許試験において、銃砲所持許可を有する者については、技能試験の一部(銃撃の点検・分解結合等の基本操作)を免除し、受験者負担を軽減する。	(提案内容) ・ 狩猟試験の実施項目における、「狩猟について必要な技能」に係る課題の大部分は、銃撃の安全な取扱いについての項目であり、「銃砲ノ制所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を有している者については、既に「銃砲の安全な取扱い」はクリアしていることとあり、当該技能試験のうち、銃砲所持許可の検定と重複する課題を免除する。 ・ 捕獲の即戦力となり得る銃砲所持許可者に狩猟免許の取得を促すために、銃刀法に基づき実施された技能検定において銃撃の基本操作については既に技能を確認されていることとあり、狩猟免許技能試験において重複する当該項目についての免除を求めるものである。 (提案理由) ・ 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きくなり、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃撃免許所持者を増加させるために受験者の負担軽減が必要であることから再提案するものである。 ・ 免除するの試験(検定)の実施視点にかかわらず普通である基本操作(銃撃の点検・分解結合、装填、脱色)であり、実際の猟野での発砲を想定した試験項目(団体行動の場合の銃撃の保持・受け渡し、休憩時の銃撃の取扱等)については従来どおり実施したうえで、試験実施手順の組み替えを行うことにより、受験者の負担軽減を図る。 ・ 技能検定、狩猟免許試験ともに基準点に達すれば合格であることから、技能検定の基本操作が満点でなくとも改めて技能の確認は必要ないものとする。	C	III	銃撃の基本操作に係る「銃撃の点検・分解結合、装填、脱色」を始めとする一連の試験項目は、狩猟免許を所持するに定る技術有することを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であり、事故の未然防止と安全確保を進める上で、審査の簡素化を図ることが適当とは言えない。また、銃刀法における技能講習の基本操作で減点されても、技能講習を修了する可能性があるため、狩猟免許試験を実施する鳥獣保護担当部局においても再度確認が必要である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	1 0 3 9 0 7 0	兵庫県	兵庫県	環境省		

13 環境省 非予算(構造改革特区・地域再生 再検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係省庁
1320050	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第11条第1項、第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の生息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を県指定鳥獣保護区として指定することができる。		<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害を発生させている地域のうち、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の有害鳥獣捕獲許可を受けることなく捕獲できる特例を設ける。 他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えることなく実施することができる。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補付直後や収穫直前の農作物等が野生鳥獣による被害を受ける結果、農家の経済的損失だけでなく精神的な影響も深刻となっている。また、これによる農業生産意欲の低下が地域社会の維持にも大きな影響を与えている。 猟師の減少・高齢化等により銃猟による十分な捕獲ができない現状に鑑み、また、銃猟による猟射を回避するためにも、区域等を限定した「わな」による捕獲について、一定程度の規制緩和を行うべき。 	C	I	鳥獣保護区で狩猟を認めると、たとえ区域と猟法を限定して実施したとしても、不特定で多数の狩猟者の自主的な捕獲行為を持ち込むこととなり、都道府県における現地の状況に応じた調整も難しく、鳥獣保護区内に生息する鳥獣の営巣放棄等につながる懸念がある。農林業被害に対しては、有害捕獲許可と被害防除、生息環境管理を組み合わせ、総合的に推進していただきたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	有害鳥獣捕獲も、提案による捕獲の場合も対象鳥獣や猟法、期間、場所を限定して行うものであり、提案の場合に不特定一般狩猟者が行うということだけで鳥獣保護区の指定目的に支障(営巣放棄等)が生じるとは考えられない。農林業被害については、収穫前の被害等により農家の経済的損失に加え精神的な影響も深刻になっており、地域の狩猟者が急激に減少する中、有害捕獲だけでは被害が防げないことから、保護区更新の同意が得られず保護区存続が出来なくなっている。本提案の捕獲行為が保護区の目的達成に支障が生じると懸念する前に、保護区そのものが目的を達することなく廃止(縮小)せざるを得ない状況となっていることもご理解いただきたい。	1 0 3 9 0 8 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320060	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日没前まで)も銃によるシカの捕獲をできるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第38条	日没前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃猟」という。)をしてはならないとされている。		<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林業被害が著しい地域においてシカの捕獲拡大を進めるため、夜間に行う大量捕獲可能な銃による捕獲したシカの止めし等について、夜間の銃の使用を可能とする。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正頭数に達しておらず、一方、捕獲班員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。 夜間でも十分な灯火により工事等の様々な社会活動が行われており、対象鳥獣を判別し、安全に銃使用ができる基準のもとで実施可能である。 補付を行った場所での射撃であり、照明及び遮隔カマを用いることにより、射撃範囲内の人や動物の識別は、これまでの捕獲取組で確認できている。 	C	I	現行制度においても、止めし時の事故、転倒時や弾詰まりによる暴発事故が依然として発生している実態があることから、射撃を明確に見分けられない夜間における発砲については、危険を防止し、公共の安全を維持すること等を確実に担保することが困難である。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	<ul style="list-style-type: none"> 本提案は、使用場所を限定し灯火により安全性を確保して行うものであり、射撃を明確に見分けられる距離、灯火を確保したもとで実施するものである。夜間においても灯火により同様に工事等の安全確保が必要な様々な社会活動が行われており、銃の使用のみが夜間時間帯であることを理由に事故等の危険があるとは言えない。 補付を行った場所での射撃であり、投光器等による照明及び遮隔カマを用いることにより射撃範囲内の人や動物の識別は、今までの夜間の捕獲活動で間違いないと確認出来ているところである。照明を使用しても夜間は危険を防止し、公共の安全を維持出来ないと判断される具体的な理由をご教示いただきたい。 	1 0 3 9 0 9 0	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320070	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第11項	風力発電施設については、平成16年2月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第11項に「風力発電施設の新築、改築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。		<p>(提案内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然公園内での風力発電施設設置について、周辺の風致・景観と調和すると風が認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本県では、現在、次期地球温暖化防止推進計画について、国のエネルギー政策の動向等を注視しながら策定を検討しており、その中で、自然エネルギーの大幅導入を同計画に盛り込むことを考えている。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。 国の温室効果ガス削減の目標達成に向け、特に電力不足が懸念される現状においては、再生可能エネルギーの導入促進は必要不可欠な状況である。 その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、一定程度の規制緩和をすべきであり、風車の設置が周辺の風致・景観と調和する場合は、自然公園の風致景観に関する規制を除外すべきである。 	C	III	我が国を代表する優れた自然の風景地である国立・国定公園は、生物多様性を保全するための屋台骨であり、また、国民全体の財産でもある。再生可能エネルギーを国立・国定公園内において導入するに当たっては、国立・国定公園の資質が維持されることが前提となる。風力発電について、全国の導入ポテンシャルのうち、国立・国定公園内に存する割合は約5パーセントであり、まず、公園外において適地を検討すべき。特別地域においては、これまで不明瞭等の指摘があった許可基準について、本年3月に作成した「技術的ガイドライン」で明確にしたところ。このことから、風車の設置が周辺の自然景観を含む風致景観と調和する場合は、自然公園法の許可はなされることから、規制を除外する必要はなく、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	<ul style="list-style-type: none"> 風力発電施設の設置場所については、騒音等の問題から、県内で適地が限られており、比較的課題の少ない臨海部工業地域などへの設置の可能性も検討しているところであるが、よい風の条件の得られる自然公園区域においても、設置を促進していきたいと考えている。 昨今の原子力発電の停止等による電力不足の懸念から、再生可能エネルギーの導入促進は急務であり、迅速な対応により風力発電設備の設置促進を図る観点から、例えば指定した区域内では、周辺の風致・景観と調和すると風が認められる場合(山稜線に設置する場合を除く)は、風致景観に関する規制を除外するなど、柔軟な対応を検討すべきと考える。 	1 0 3 9 1 0 0	兵庫県	兵庫県	環境省	